



発行所 福井県大野郡 和泉村

(昭和42年2月1日現在)

村の人口	
出生	3人
死亡	2人
転入	26人
転出	50人
転入総	3,705人
転出総	1,960人
男女	1,745人
世帯数	1,112世帯
村の面積	332.26平方km

今月の目標

- 事故防止につとめましょう
- 〇道路の歩行には落石なだれに注意しましょう
- 〇春は火災の多い季節火の用心は充分にしましょう
- 〇子供の川辺での遊びはやめさせましょう

和泉村再建方策審議会答申

② 村の将来を三〇年後に期待すれば、針葉樹による輪伐計画によって年間二〇万石生産出来る造林事業の推進が可能であり、又この事業推進と交通条件の完備により、明るい村造りと、村民生活の安定が約束されたと考えられる同時に治山治水の方面からも欠くことの出来ない事業である。

二、基礎調査

(1) 林業関係

イ奥地山林(五、〇〇〇ha) 全面的に国有林に買上げさせる方策を立てて国の管理とする(従来と併せて一〇、〇〇〇ha)  
ロ中央山林(一五、〇〇〇ha) この部分については、外部資本を導入して分収造林(森林開発公社造林公社、県行造林、会社造林)を計画的に実施する【この場合山林所有区分を一集団五〇〇ha単位にまとめる】

ハ肥沃山林 このは部落近郊および道路両岸の山林で、個人管理とし、積極的な造林計画を推進する。  
ニ村有林(一、〇〇〇ha) これは可能な限り全山保安林改善事業(国費)および分収造林として活用する。

(2) 農業関係

イ土地の交換分合による耕地の集団化を図り、作業の能率化によって余剰労力を換金耕作に振向けろ。  
ロ農道、農業用水の改善を図り、農作業の機械化と用水管理の合理化(二面二つつく)

臨時議案七件を可決

41年度一般会計補正予算案など

第三十二回臨時村議会は一月二十日に開かれた。審議された議案は次の七件で、いずれも原案どおり可決された

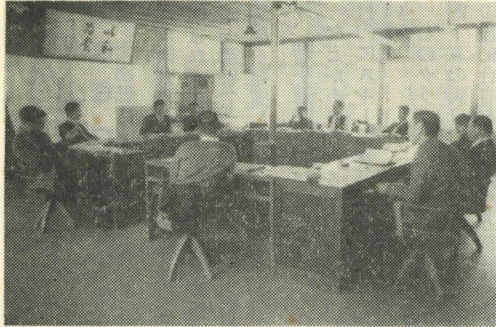
議案第一号 専決事項の報告について  
議案第二号 和泉村一般職の職員給与に関する条例の一部改正について  
議案第三号 和泉村税条例の一部改正について  
議案第四号 昭和四十一年度和泉村一般会計補正予算案

- 委員長 吉村 外治  
委員 尾崎彦次郎  
委員 加藤 良雄  
委員 中山 正  
委員 吉川 基  
委員 谷口 武雄

観光開発特別委員会 開催

議案第五号 昭和四十一年度和泉村農業共済事業特別会計補正予算案  
議案第六号 和泉村議会地下資源開発特別委員の選任同意要求について  
議案第七号 和泉村議会観光開発特別委員の選任同意要求について

地下資源開発特別委員  
委員長 家木 為則  
委員 田村重次郎  
委員 藤沢 平一  
委員 新井 一雄  
委員 三島 利夫  
委員 副島 弘



(観光開発特別委員会での話しあい)

村議の顔

中山 正

趣味 昔、福井県巡査採用試験の際君の趣味は、と聞かれて思わず酒一合と答えたことを覚えておる。その後この年になるまで遂に高尚な趣味を養うことができず酒とお答えるより外にない。誠に情ない趣味で恐れ入りますその他強いて言えば剣道(若い時は三段)今では竹刀の素振り位が関の山。抱負 明るく、健康で、豊かな村を築くことに努力したいもんだと念願しております。

一、明るい村、それは犯罪や事故のない暮し易い村。特に将来の村を負う青少年の非行を防止し、山村にありがちな特異な犯罪の防止や最近急増加した交通事故や災害事故の防止について  
去る二月三日結成第一回委員会が開催され観光開発について早急に当村として取り組むべき問題について検討が加えられた。その主なる事項は  
一、地域調査の実施について  
二、観光の中心となるべき用地の選定について  
三、郷土特産品の開発について  
四、大垂滝・スキー場・白馬洞の実地踏査について

〇 目は心の鏡

# 県クラブ 対抗 総合三位(64点)に入賞

## 谷口誠一君 大回転に優勝

一月二十一日、二十二日の両日、中部六県大会、国体予選会を兼ねた第21回県クラブ対抗スキー競技大会が開催され、和泉クラブは64点を獲得、総合三位に入賞しました。中でも谷口誠一選手(上大納)は、大回転、大回転共に一位となり、奥越スキーの名を遺憾なく発揮しました。

勤務先の都合で、大野や敦賀から出場している奥島、金巻選手等本県選手は、少年の部でも、当然の結果ともいえるが、少年の部でも

黒古昇君が回転、大回転で二位表一雄君が回転二位に入賞、距離、継走など出場選手が割合多く八位以内に入り得点を重ね、勝山、大野に続き三位に入賞しました。ふりかえってみるに、

一、第一に練習不足が目立つこと。  
二、女子と距離の選手が少ないこと。  
三、若手選手が少ないこと、などがあげられるが、何といつても村内にスキー場設置が望まれてならぬ。このクラブ対抗に備えて、去る一月四、五の両日、中竜において若手選手の強化合宿を行ったことが好結果をもたらし、更に第一日目に宇野議長、田村副議長がわざわざ声援にかけていただいたことも選手には、強い奮起となったことも事実であった。



(写真は継走アンカー河口君のスタート)

第十回奥越スキー選手権大会は、二月五日中午スキー場で開催されました。前日まで降った雪も、当日は曇一つない日本晴れ。絶好のコンディションに恵まれてにぎやかに開幕されました。好天のせいから一般参観者も五百人近く中竜婦人会の出血サーピスのぜんざいも午前中に売り切れ、近年にない盛大な大会であった。

杉本村長が、本村に最も適したスポーツとして村民の体位の向上に役立ててほしいと挨拶すれば、宇野議長は生活に密着したスキーであり、県下のト

# 村長杯 青年大回転は持田君に

## 中学距離は池田義則君(天納中)へ

ツブクラスに本村出身選手が多いが皆さんも続いてほしいと強調。先ず青年大回転競技を皮切りに、八種目の優勝杯をかけてその争った。各種目別の成績は次のとおり。

- 村長杯(青年大回転) ①持田寿幸、②吉本征一郎、③丸山義治
- 中竜鋳業所長杯(壮年全) ①谷三好、②西高代美、③掛村隆博
- 福井新聞社長杯(青年距離) ①河口慶治、②山崎巖
- 吉川杯(中学距離) ①池田義則、②山田勝巳、③多田博久

### ○信用は無形の財産



スポーツマン  
○スポーツが好きだからスポーツを行う人  
○自分の金銭的な利益のためにスポーツをしない人  
○経験者の忠告によることで従う人  
○審判の決定によることで従う人  
○勝つておごらず負けて泣きごをいわない人

○スポーツの規則に従わなかったり正しくない方法で勝つよりむしろ負けの方が良いと思う人  
○競技場の内外をとわずいつもスポーツマンらしく明るく正しく生活できる人  
○このような競技者は本当のスポーツマンだと思います。  
○勝った者にも負けた者にもおなじように拍手を送ることのできる人

○どちらのチームにもかたよらず公平な態度でいられる人  
○たとえ審判の判定が気に入らなくてもそれに従うことのできる人  
○勝つた時その競技からおなじような教訓を得られる人  
○競技場内外をとわずいつも品位とスポーツマンらしい態度を失わない人  
○自分の好きなチームや選手が競技する時でもみだりにさわぎたてたりしない人  
○こうした見物人もほんとうのスポーツマンだと思います。  
○スポーツは人間だけ持つ文化の一つでありこれを高くより美しいものにするにはスポーツを行う人の精神とそれをとりまく環境の清らかな事が必要で美しいスポーツ精神は、このような世界の中に生まれ、やがて生活を導く基礎として社会のために貢献する事である。



(青年大回転優勝の村長杯を受ける持田選手)

三島杯(青年回転) ①吉本征一郎、②

### (二面からつづく)

(ビニールパイプの埋込による耕地および労力の節約)により生産の増収を計る。  
ハ各部落に共同作業場を設け、作業の共同化により省力農業を推進する。

二農協を中心として、農事指導の強化、生産物の販売および加工技術の取得を図る。

### (3) 余剰労力の問題点

農林従事者の余剰労力および其の他の蓄積労働力(肉体労力以外の労働力も含む)に関しては、観光、地下資源開発による各種企業に吸収されるよう努力を要する。  
目下考えられることは、いちご園、観光果樹園の経営、石灰、鉄工の採鉱、工場誘致(石灰コンピナート)による職場開拓、これに関連して、鉄道開通の早期実現を促進すること

としよう。スポーツマンは競技場にあると同じ精神と態度で生活し、りっぱな社会人とならなければいけないと思えます。  
和泉村のすみずみまで、こうしたスポーツとしての精神が行きわたり、すべての人によりスポーツが発展する事を希望する。

- 東治義、③果守関次郎
- 小沢杯(壮年全) ①掛村隆博、②西高代美、③谷三好
- 穴馬クラブ会長杯(女子全) ①末永美智子、②田村美和子、③朝日啓子
- 奥越観光連盟会長杯(中学以下全) ①末永幸、②池田義則、③谷樹能

# 住民税 申告は三月十五日まで

## 期限内申告は各種控除で有利

### 役場の窓

一税務課一

今年も住民税の申告時期となりました。昭和四十一年中に所得のあった方で、給与所得だけの方は申告の必要はありませんが、その他の方は、申告しなければなりませんので、期日までに必ず申告して下さい。

今年から所得税、個人の事業税及び住民税の申告の方法が、次のように簡素化されました。

- 一、申告期限は三月十五日に統一
- 二、所得税の確定申告をされた方は、個人の事業税および住民税の申告をする必要がなくなりました。

申告期限（三月十五日）までに申告さ

## 赤痢予防について

一住民課一

昨春秋白鳥、大島方面及び本県三國町で集団赤痢が発生いたし当村でも予防対策として各戸に消毒用クレンゾール石ケン液を配布し赤痢発生の予防に努めて来ました。

すでに御承知のとおり本年になってから越廬村で百人、上中町で二十人の集団発生があり、冬期間でもこのように多くの赤痢が流行します。村民各位も食前又は外出から帰宅の時はクレンゾール石ケン液で手の消毒を行ない十分な予防をお願いしたいと思います。

れませんと各種控除（事業専従者控除、社会保険料、生命保険料、配偶者、扶養の各控除）の特典がなく、思わぬ高い税金を納付しなければならぬこととなります。

今年も各部落ごとに申告相談をする予定でありますので、できるだけ申告相談会場で申告して下さい。

共同申告納税相談を実施

三月七日～八日 和泉村役場で

三月七日、八日の両日、大野税務署県税事務所、和泉村役場の三者共同で所得税、個人事業税、住民税の申告や納税の相談を行います。先にお届けした各申告書を忘れずに御持参下さい。

## 明るく正しい選挙

一和泉村選挙管理委員会一

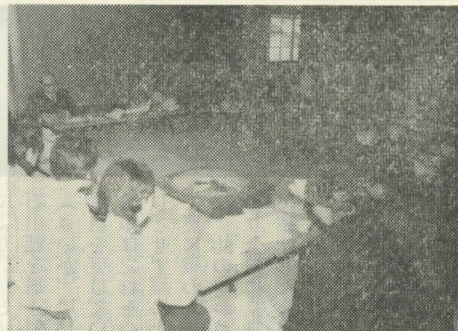
国民注視の的となって相当にきびしい監視のもとに行われた衆議院議員の総選挙も終つて、あれほど黒い霧解散選挙とやかましく言われつつも、尚選挙違反は新聞等で承知の様に行われていました。大へん悲しいことです。今一度何が原因かと反省して見る必要がないでしょうか。

近く三月告示される地方選挙、知事および県議員選挙も間近にせまっています。お互が正しい主権者の立場を自覚し今度こそ正しい明るい選挙が行われる様努力したいものです。村の選挙でも選挙の都度、明るく正しい選

挙の行われる様努力していますが、有権者の皆さんも正しい選挙から明るい政治の行われる様御協力をお願いいたします。そのために先ず

- 一、金のかからない選挙
- 二、良く見、よく知り、良く考えて投票
- 三、選挙民が自由にその人の意志で投票出来ること
- 四、選挙民が正しい選挙の監視
- 五、棄権しないこと

以上のことについて今一度良く考え見ましよう。



(婦人学級の明るく正しい選挙の話し合い)

## 無謀ダンプカー一掃のため 違反車輛をお知らせ下さい

次に掲げるような、誰が見ても明白にダンプカーの無謀運転により、通行を妨げられ、または運転者が危険回避の措置をとらなかつた状況を現認したときは積極的に警察に知らせして下さい。

一時停止の定められた場所で停止し

ない時、信号機の信号に従わない行為、横断歩道などで歩行者が正しく横断して居るのにその通行を妨げる行為等、踏切で一時停止をしない時、一方通行の指示に従わない行為。一般の車輛に比べて比較にならないような恐ろしいスピードで運転する者。砂利などをものすごくたくさん積んで走りまたは車から落しながら運転する者。その外著しく危険な状態で運転している時、以上の事実についてできるだけ二人以上の現認が望ましいがお知らせ下さい。内容としては、住所氏名、違反を現認した日時場所、違反車輛のナンバー違反の事実。以上を事故防止に役立てるためにぜひご協力を願います。

## 人のうしろ

【出生】

- 板倉 坪 美幸
- 上平原 長谷川寿香
- 東市布 周戸 雅之

【婚姻】

- 徳島県麻植郡山中町 持穴
- 岐阜県山県郡美山町 長野
- 後野
- 大野郡西谷村
- 面谷
- 島根県大田市大田町
- 勝山市本町
- 伊勢
- 後野
- 今立郡今立町
- 【死亡】
- 下半原 石神与左エ門 七七才
- 中竜 佐藤 国男 四二才

(一月分)

- 秋雄長女
- 隆磨二女
- 武夫長男
- 平岡 達子
- 布尻 俊夫
- 山口かつの
- 宮沢 豊和
- 古島 花子
- 西村 徳夫
- 長谷川敏子
- 辻 健一郎
- 野辺暉代子
- 中山 一郎
- 清水 鈴代
- 小森 輝雄

## 季節の話題

三月の解説

三月を「やよい」といい「いやよい」から転化したことばで、三月になるとすべての草木が春の陽気にめぐまれてどんどん育つという意味があります。しかし、太陽暦の三月はまだまだ寒い日もあり、時には雪などが降ることもあります。

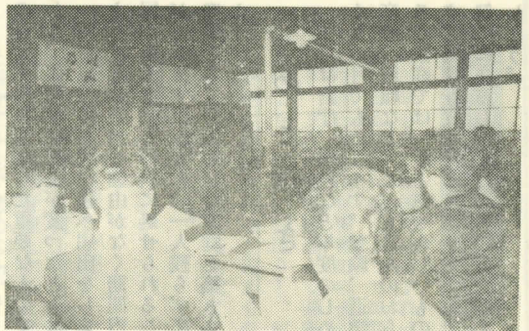
## なるほど知識

鏡のくもり からぶきしても、水でぬらしてこすってもきれいにならないときは、脱脂綿かガーゼに、お茶かみかんの汁を含ませてふくときれいになります。

訂正 二月号記事の誤りを次のとおり訂正します。

- 二頁三段の民生課を住民課に
- 四頁五段の中尾君を中屋君に

## 不足奉公は両方の損



(交通安全について意見交換のひとつ)

### 部落だより

#### 下大納の行事

(つづき) 元日の朝は家族全員氏神様に参拝するが、昔は亭主は紋付羽織袴で詣る者が多かった。氏神様の参拜が終ると其儘道場に集合する。部落全員集合する。全員集合すると仏前の勤行が始まる。誂経は正信偈は普通通り称名の繰は初重だけ、和讃は現世の利益和讃十五首全部を奉誂する。御文章は奉誂せぬことになっている。此点昔も今も同じである。道場での勤行が終ると各戸へ年頭挨拶廻りをした。最初に全員揃って庄屋の家に行き次に各戸別を廻った。終ると各々自宅の神棚、仏前の勤行を行った上、屠蘇を祝う事になっていた。大戦中戸別の挨拶廻りは廃止し道場へ集合の際一緒に挨拶廻りして略することにした。昔は正月五カ日と言って五日迄は休日とし、六日年越し七草と休日続き、十四日は佐義長作り書初めなど燃やして火災行事を行った更に十五、十六日と休み、二十日を最終の正月休みとしていた。昔は正月休の間道場へ集って踊を楽んだが、時代の移り変わりもあり明治のおわり頃から自然にすたれた。正月休も現在はい三日間だけ佐義長も廃止した。正月以外の行事では殆んど仏事に關したものが多く主なるものをあげれば、毎年十二月二十二日から二十八日迄行われた七昼夜の報恩講であった。之は浄土真宗の宗祖親鸞聖人の法恩を偲ぶ行事で、聖人は弘長二年十一月二十八日京都善法院に於て御齡九十歳を以て往生の素懐を遂げられたのであるが、太陽曆に変わってからは月遅れの十二月二十八日

を御命日として報恩講を営んで来たものである。大戦中簡素化し二十七日晩のお通夜と二十八日朝のお茶ただけになった。お茶たては毎月二十八日に行われていた。蓮如上人の命日についても四月二十五日を始め八月、十二月の各二十五日には昔は報恩講を営んだが現在はお茶たてだけを行っている。此の外歴代聖人の御命日についても其一代だけ毎月お茶たてを行っている。因みにお茶立てというのは当番の者が道場の仏前にお茶や仏飯をそなえ、道場坊主誂経し、なくなった人の供養を行うと共に参詣者全員が仏飯のお下りを頂き仏縁を結ぶことである。その他色々行事はあったが時代と共に改善され、殆んど昔の儘の慣行を残しているものはないから省略する。

#### 職場だより

#### 納税準備預金利用について

大野信金和泉支店

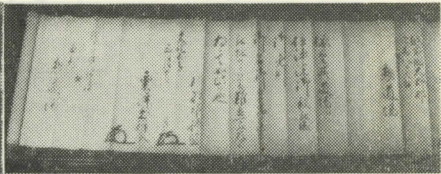
日毎に発展する和泉村の表象の一つとして、村民一致団結のもとに納税貯蓄組合が発足してから早や五年、その間非常な好成绩を収めて来たことは皆様の御協力の賜と感謝しております。この上は更にこれを強化し全戸が加入して頂くよう一段と自觉を新たにしたいものです。全戸が利用することによって納税もスムーズに進み、其他整理上の手数も省けてまいります。尚納税準備預金利用者は日歩八厘の高利と、村より報償金が出るなどの恩典もあることをお知らせしておきます。尚御不明の点がありまして金融機関なり役場なりへ御連絡下されば御説明いたします。

### 文化財を訪ねて

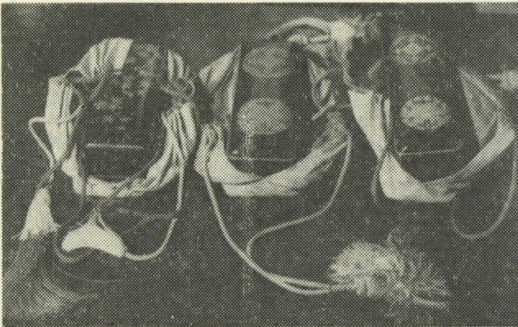
#### 穴馬八カ村に伝わる

#### 古文書御絵像

一向一揆の石山合戦(約十三年間)に穴馬門徒は兵糧(ひえ、あわの類)を背負ってはせまじ参戦活躍した。



本願寺十一代頭如が天皇の思召しにより信長と講和石山城を退き難賀(さいが)に移る勘当を受けていた教如は之れを心よしとせず城に入つて更に戦わんとした。此の時からねてより合戦に献身的に奉仕した穴馬村八ヶ村へ更に参戦尽力するよう依頼



(写真は御文章とその保存箱)

○ 遠くに行くは、近きよす

の文章が届いた。村人は今も之れを御書様と尊んでいる。凡そ次のようである。

「急度取向候。今度当寺信長一和之儀被成慮、すでに当寺信長へ相渡さる可分にて、御門主には難賀へ御退出の事に候。就其予当寺に残り相拘べく思立ちかくの如に候。然れば此度相統候様に門徒のともがらは粉骨とぬきんで馳走候はば仏法再興たるべく候。めざらしからぬ事ながら法儀心にかかられ信心決定して稍名念仏油断無く候はば肝要たるべく。万端たのみ入許りに候。穴賢々々

五月二日 教如御判

八ヶ村惣中

残念ながら直筆の原書は天正年間貝皿道場の火災で焼失してしまつたので天正八年時の門主達如より再交付を願つたものである。その時の達如の御文章並に教如の御絵像二枚も保存されて

尚八ヶ村とは途中多少の異動はあつたが大体朝日、貝皿、川合、板倉、角野、長野、影路、野尻の外市布、白鳥が含まれる。又別に参戦した六ヶ村としては鷲、箱ヶ瀬、持穴、池島、荷暮面谷、米俵、大谷があり、西本願寺系的美濃、越前九ヶ村もある。

#### 住民登録をしましょう

皆さん、住所を変更したり世帯主が変わったときは、二週間以内にお忘れなく役場へ届出しましょう。

昭和二十七年七月一日に「住民登録法」が施行され、和泉村に住んでおられる皆さんの住所は、一人残らず役場の「住民票」に記載され、役場の事務を行

なうための基礎資料に利用されております。ところが皆さんが他の市町村から和泉村に転入したり、または村内で転居されたり、世帯主が死亡等により変更されたのにその届出を怠りますと住民票が作成されなかつたり、あるいはもとのままの住所、世帯主等が訂正されないの、皆さん達の日常生活に大変不利益をうけることがあります。たとえば選挙人名簿、子供の学校入学のための学令簿、予防接種台帳国民年金、国民健康保険等の台帳はこの住民票を基礎として作成されますが住民票の作成や更正がなされないと、これらの台帳に記載もれ等を生じ、選挙ができなかつたり、大事なお子さんの就学、予防接種の通知がなかつたりあるいは各種年金を早く受領することができない場合があります。このほか運転免許証や登記申請に必要な住民票の謄本、抄本または印鑑証明書がもらえません。

このように住民登録制度は、皆さんの日常生活に直結した重要なものから、住所や世帯主が変わったときは、一四日以内に必ず役場へ届出をしましょう。もし正当な理由がなく期間内に届出をしないと科料に処せられることがあります。皆さん、一人残らず住民登録をしてしあわせな家庭を築きましょう。

#### あとがき

三月は官庁、学校など年度のしめくくりの月でもあります。受験、進学、卒業、就職など、こどもさんのおられるご家庭では一段と気ぜわしいものです。気候も変わり目に当たりますので、健康に注意して、たのしい春を迎えましょう。